第2 事業の状況

1.業績等の概要

以下、平成19年度及び平成20年度の各勘定別の損益状況等について記載しております。

(1) 一般勘定

一般勘定は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に関する業務を統合したものです。

平成 20 年度の経営収益は福祉医療貸付金利息等の自己収入の他、運営費交付金収益や利子補給金収益等の国からの財源措置により、69,223 百万円となっております。

一方、経常費用は財政融資資金の借入れにかかる支払利息等により 69,223 百万円となっており、当期損益は 0 となっています。

一般勘定においては、福祉医療貸付事業にかかる直接的な経費(借入金利息等)と貸付金利息収入との損益差に対して、国から利子補給金が措置され、その他の事務的経費や人件費等の間接的な経費に対しては、運営費交付金が措置されており、決算において利子補給金又は運営費交付金に残余が生じた場合であっても当期利益が発生しない仕組みとなっております。(利子補給金や運営費交付金の残余は、預かり補助金又は運営費交付金債務として繰越され、利子補給金は翌期に国庫返納され、運営費交付金は翌期の支出に伴い収益化されることとなります。)

損益計算書の要旨 (単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 19 年度	平成 20 年度	科目	平成 19 年度	平成 20 年度
経常費用	74,045	69,223	経常収益	74,565	69,223
福祉医療貸付業務費	71,974	67,262	運営費交付金収益	3,766	3,109
経営指導業務費	161	258	福祉医療貸付事業収入	61,585	59,691
福祉保健医療情報サービス業務費	954	802	経営指導事業収入	33	39
一般管理費	955	899	福祉保健医療情報サービス事業収入	20	19
			補助金等収益	8,958	6,093
			資産見返運営費交付金戻入	117	187
			財務収益	66	72
			雑益	16	10
当期純利益(又は当期純損失)	519	0			
当期総利益(又は当期総損失)	519	0			

(2) 長寿・子育て・障害者基金勘定

平成 20 年度の経常収益は 4,069 百万円で、その殆どが基金事業運用収入 (4,005 百万円) で占められております。

一方、経常費用は3,992 百万円で、この殆どを社会福祉振興事業者に対する助成金等の支出(3,833 百万円)で占めています。その結果、当期総利益88 百万円を計上しており、通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理しております。

損益計算書の要旨 (単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 19 年度	平成 20 年度	科目	平成 19 年度	平成 20 年度
経常費用	4,202	3,992	経常収益	3,969	4,069
社会福祉事業振興業務費	4,023	3,833	基金事業運用収入	3,914	4,005
一般管理費	178	159	財務収益	6	2
			雑益	48	62
当期純利益(又は当期純損失)	98	76	臨時利益	135	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	11			
当期総利益(又は当期総損失)	98	88			

(3) 共済勘定

平成 20 年度の経常収益は 90,200 百万円であり、経常費用は 88,847 百万円となっております。また、法令に基づく引当金等に係る臨時利益は 4 百万円、臨時損失は 1,356 百万円となっており、当期損益は 0 となっております。

損益計算書の要旨 (単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 19 年度	平成 20 年度	科目	平成 19 年度	平成 20 年度
経常費用	91,360	88,847	経常収益	92,264	90,200
退職手当共済業務費	91,229	88,731	運営費交付金収益	625	592
一般管理費	130	115	退職手当共済事業収入	35,536	37,342
財務費用	1	0	補助金等収益	56,020	52,240
			資産見返運営費交付金戻入	17	24
臨時損失	75	1,356	臨時利益	189	4
当期純利益(又は当期純損失)	1,017	0			
当期総利益(又は当期総損失)	1,017	0			

<u>(4) 保険勘定</u>

平成 20 年度の経常収益は 23,812 百万円、経常費用は 25,374 百万円となっております。

また、臨時利益として心身障害者扶養保険責任準備金戻入益を 39,257 百万円計上したことにより、当期総利益 37,695 百万円を計上しております。

損益計算書の要旨 (単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 19 年度	平成 20 年度	科目	平成 19 年度	平成 20 年度
経常費用	21,955	25,374	経常収益	22,372	23,812
心身障害者扶養保険業務費	21,911	25,335	運営費交付金収益	153	121
一般管理費	44	39	心身障害者扶養保険事業収入	22,217	23,689
			資産見返運営費交付金戻入	1	2
臨時損失	6,850	-	臨時利益	=	39,257
当期純利益(又は当期純損失)	6,434	37,695			
当期総利益(又は当期総損失)	6,434	37,695			

(5) 年金担保貸付勘定

平成 20 年度の経常収益は、年金担保貸付金利息収入等により 4,025 百万円、経常費用は財政融資資金の借入 にかかる支払利息等により 4,020 百万円となっております。その結果、当期総利益 49 百万円を計上しており、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理しております。

損益計算書の要旨 (単位:百万円)

費用の部		収益の部			
科目	平成 19 年度	平成 20 年度	科目	平成 19 年度	平成 20 年度
経常費用	3,573	4,020	経常収益	4,102	4,025
年金担保貸付業務費	3,487	3,924	運営費交付金収益	313	-
一般管理費	85	96	年金担保貸付事業収入	3,707	3,958
			資産見返運営費交付金戻入	5	5
			財務収益	73	61
			雑益	2	0
臨時損失	282	ı			
当期純利益(又は当期純損失)	246	5			
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	44			
当期総利益(又は当期総損失)	246	49			

(6) 労災年金担保貸付勘定

平成 20 年度の経常収益は、労災年金担保貸付金利息収入等により 49 百万円、また、臨時利益として退職給付引当金戻入益を 23 百万円計上し、収益の部全体で 72 百万円となっております。

一方、経常費用は業務委託費等により 37 百万円となっております。その結果、当期利益 36 百万円を計上しており、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理しております。

損益計算書の要旨 (単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 19 年度	平成 20 年度	科目	平成 19 年度	平成 20 年度
経常費用	61	37	経常収益	118	49
労災年金担保貸付業務費	49	34	運営費交付金収益	65	-
一般管理費	12	2	労災年金担保貸付事業収 入	51	45
			資産見返運営費交付金戻入	0	0
			財務収益	2	3
			雑益	0	0
臨時損失	30	-	臨時利益	3	23
当期純利益(又は当期純損失)	30	35			
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	0			
当期総利益(又は当期総損失)	30	36			

(7) 承継債権管理回収勘定

平成 20 年度の経常収益は、年金住宅資金等貸付金利息収入等により 94,750 百万円、また、臨時利益として 退職給付引当金戻入益等を 536 百万円計上し、収益の部全体で 95,287 百万円となっております。

一方、経常費用は業務委託費等により 3,969 百万円となっております。その結果、当期総利益 91,318 百万円となっております。

なお、この当期総利益については、当期未処分利益として、平成 19 年度と同様に通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金に整理した上で取り崩し、平成 21 年 7 月 10 日に機構法附則第 5 条の 2 第 6 から 8 項及び同法施行令附則第 5 条の 2 第 2 から 6 項の規定に基づき、その全額を国庫返納しています。

損益計算書の要旨

費用の部			収益の部			
科目	平成 19 年度	平成 20 年度	科目	平成 19 年度	平成 20 年度	
経常費用	5,156	3,969	経常収益	117,470	94,750	
承継債権管理回収業務費	4,909	3,815	運営費交付金収益	5,874	-	
一般管理費	247	153	承継債権管理回収業務収入	108,306	91,880	
			資産見返運営費交付金戻入	35	52	
			財務収益	3,248	2,813	
			雑益	5	5	
臨時損失	839	-	臨時利益	-	536	
当期純利益(又は当期純損失)	111,474	91,318				
当期総利益(又は当期総損失)	111,474	91,318				

(8) 承継教育資金貸付けあっせん勘定

承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、平成 20 年度から休止しております。

損益計算書の要旨

X=117112X						
費用の部			収益の部			
科目	平成 19 年度	平成 20 年度	科目	平成 19 年度	平成 20 年度	
経常費用	55	-	経常収益	116	-	
承継教育資金貸付けあっ			運営費交付金収益	111	-	
せん業務費	41	-	承継教育資金貸付けあっ			
一般管理費	13	-	せん業務収入	3	-	
			資産見返運営費交付金戻入	2	-	
			雑益	0	-	
臨時損失	0	-				
当期純利益(又は当期純損失)	60	-				
当期総利益(又は当期総損失)	60	-				

2.将来展望と対処すべき課題

急速な少子・高齢化に伴う本格的な人口減少社会の到来の中で、国民一人ひとりが心豊かに安心して暮らすことができる社会を築くためには、支え合いの仕組みである社会保障の基盤を揺るぎないものにしていく必要があります。このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤づくりのための施策が進められています。

このような状況において、福祉の分野では 2015 年には「団塊の世代」がすべて 65 歳以上となり、2025 年には 75 歳以上の高齢者が現在の 1 千万人から 2 千万人に倍増することが見込まれるなど、高齢者の尊厳を支えるサービス基盤の整備が一層進展すると考えられ、特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進や認知症高齢者に対応した小規模・多機能型サービス拠点の整備、要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を継続してできるような地域密着型サービス拠点の整備、障害者の自立支援に配慮したサービス基盤の整備などが重要な政策課題となっていきます。

また、医療の分野においても主要な疾病・病態ごとに各地域において医療機関の連携を取り、それぞれの機能を担う医療機関を具体的に医療計画に定めることとしたところであり、各地域のニーズにあった医療機関の必要性の程度に応じた療養病床の再編成が進展すると考えられ、産科や小児科、救急医療などの拠点病院の整備、医療機関相互の連携や急性期から回復期、慢性期、在宅療養へと至る医療の各段階や疾病に応じた医療機関の整備・配置、療養病床の老人保健施設等への転換などが重要な政策課題となっていきます。

また、独創的、先駆的な民間福祉活動や地域に密着したきめ細かな活動の振興及び支援を図るため、NPOに対して資金助成を行うことは、ますます重要となっております。

さらに、年金受給者についても、高齢者人口の増加とともに、毎年度約4%前後で増加していきますので、年金担保貸付事業の需要も増大することが見込まれております。

当機構としては、こうした増大かつ多様化するニーズに対応して、ますます重要となる役割を果たすべく、福祉施設や医療施設に対するご融資や NPO への助成など多種多様な事業を的確に推進するとともに、以下のような主要な課題に着実かつ適切に対処していくことにより、市場において積極的な評価をいただけるよう努めて参る所存であります。

(1) 特殊法人改革への対応

当機構は、国民の健康と福祉の向上に資するため、良質な福祉、介護、医療サービス等を提供する国の施策と表裏一体となって事業を推進していくという重要な役割を担っております。

平成 13 年 12 月 19 日に、今後の特殊法人改革を方向付けるものとして、「特殊法人等整理合理化計画」が策定され、平成 14 年 12 月 13 日には「独立行政法人福祉医療機構法」が施行され、平成 15 年 10 月から「独立行政法人福祉医療機構」が発足しました。独立行政法人制度の下で、組織の使命を全うするため、中期計画に基づき一層の業務の効率化やサービスの向上に努めて参ります。

(2) 財政投融資制度改革への対応

財政投融資制度改革において、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価にさらされることを通じ、運営効率化へのインセンティブが高まる。このため、特殊法人等は、まず、その資金を原則として自己調達することを検討し、各機関は財投機関債の発行に向けた最大限の努力を行う。」という骨子が示されております。こうした改革の趣旨を踏まえ、当機構では、平成 13 年度より財投機関債の発行を開始しております。

(3)独立行政法人の見直しへの対応

当機構の組織・業務の見直しについては、平成18年12月7日に『「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案』が厚生労働省により作成されており、当該見直し案は、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年度中に得る独立行政法人等の見直しについて」により平成18年12月24日に政府・行政改革推進本部にて了解・決定されております。詳細につきましては、35~36ページの「発行者情報の部 第1発行者の概況3.事業の内容(12)独立行政法人の見直し 」をご参照ください。

平成19年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」において、独立行政法人等の改革を行うため「独立行政法人整理合理化計画」を作成することとされており、当機構の整理合理化計画に関しても、平成19年8月末に厚生労働省から行政改革推進本部へ提出されております。詳細につきましては、37~38ページの「発行者情報の部 第1発行者の概況3.事業の内容(12)独立行政法人の見直し 」をご参照ください。

(4) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行っていくとともに、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図って参ります。

(5)業務管理(リスク管理)の充実

内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び 事務リスクの抑制を図るとともに、業務改善活動の活性化を図り、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充 実を図って参ります。

福祉医療貸付事業については、ALM システムなどを活用して、金利リスクの抑制に努めるほか、併せて、個人情報の保護に関する法律に基づき情報セキュリティー対策の充実を図って参ります。

(6)業務・システムの効率化と情報化の推進

平成 19 年度に策定した福祉医療貸付事業等の業務・システムの最適化計画に基づき、業務の見直し並びにシステム構成及び調達方法の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減等を図っていくとともに、情報化統括責任者(CIO)及び情報化統括責任者(CIO)補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図って参ります。

当機構では、適切な業務運営に努めるため、こうした見直しや経費の節減を含めた業務運営の効率化を踏まえた第2期中期計画を策定するとともに、着実な実施に努めて参ります。

3 . 事業等のリスク

(1) 国等の政策及び関与に伴うリスク

当機構は、国のプラン・指針等に即して地方公共団体が策定する整備計画等に基づく社会福祉施設等の 計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築及び年金 受給者の自立支援等、国の福祉政策及び医療政策と連携を図り、社会福祉の増進や医療の普及の向上等、 政策目的の実現のため、政府と一体となって事業を推進しております。従ってこれらの国等の政策及び関 与に伴い事業等に影響を受けることがあります。

(2) 国等の政策評価等に伴うリスク

当機構は、通則法第32条から第35条等により、各事業年度における業務の実績について主務省庁によ る評価委員会及び総務省組織令に基づく審議会の評価を受けなければならないとされております。また、 厚生労働大臣は、当機構の中期目標の終了時において評価委員会の意見を聴いたうえで、当機構の業務を 継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、 所要の措置を講ずるものとされております。

(3)当機構における貸付事業について

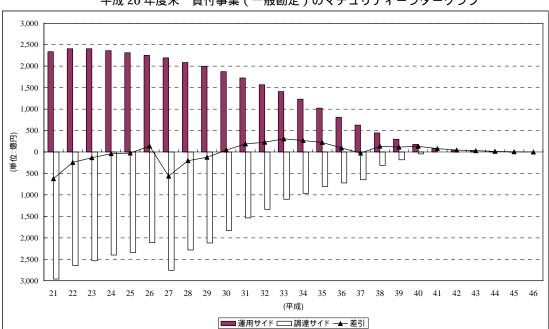
金利リスク等について

当機構における貸付事業は、調達期間と貸付期間が一致していないものがあること、また金利スワップ等の リスクヘッジを行っていないことから、金利リスクが発生しております。これらの金利リスクは、当機構が負 っております。

また、当機構の一般勘定の貸付金は長期かつ低利であることから、金利低下局面において繰上償還が生じる リスクがありますが、事業団から承継された平成 10 年 3 月以前の貸付原資である財政融資資金借入金は繰上 償還が認められていないことから、再運用リスクがあり、当該リスクは当機構が負っております。しかし、こ れら貸付事業において生じる損失については、予算措置により受け入れる利子補給金により補てんされており ます。

なお、当該勘定が事業団から承継される以前の平成10年10月1日以降の貸付けから、任意の繰上償還に際 して所定の弁済補償金を徴収する弁済補償金制度を導入することで、当該リスクの軽減を図っております。

(参考:平成20年度における繰上償還額/20期首貸付金残高は、福祉貸付0.77%、医療貸付2.32%)。 このように金利動向により当機構の貸付事業が一定の影響を受ける可能性がありますが、マチュリティラダ ー法、デュレーション等の金利リスク測定を活用し、ALMシステムの構築などリスク管理体制の充実に努め ることとしております。



平成20年度末 貸付事業(一般勘定)のマチュリティーラダーグラフ

< 平成20年度 一般勘定における貸付事業の運用サイドと調達サイド各要素>

運用サイド(貸付	寸金)	調達サイド(財政融資資金借入金	・債券)
貸付金残高		借入金等残高	
福祉貸付	13,824 億円	財政融資資金借入金	29,767 億円
医療貸付	18,599 億円	債券(財投機関債)	1,890 億円
		貸付受入金相当分	700 億円
計	32,423 億円	計	32,357 億円
(貸付金償還方法)		(借入金償還方法)	
福祉貸付		元金均等年2回償還(利息も同し	;)
・元金均等年賦償還(和	河息年2回)	(債券償還方法)	
(注)一部は医療貸付る	と同じ	満期一括償還(利息年2回)	
医療貸付			
・元金均等3か月賦償過	圜(利息も同じ)		
貸付平均利回り		借入金等平均利回り	
福祉貸付	1.88%	財政融資資金借入金	2.03%
医療貸付	1.83%	債券(政府保証債及び財投機関債)	1.60%
計	1.85%	計	2.00%
貸付平均残余年数		借入金等平均残余年数	
福祉貸付	13.8年	財政融資資金借入金	13.20年
医療貸付	15.1 年	債券(財投機関債)	7.62年
計	14.5年	計	12.87年
当初平均貸付期間		当初平均借入期間	
福祉貸付	19.6年	財政融資資金借入金	15.77年
医療貸付	20.3年		
計	19.8年		
デュレーション		デュレーション	
	7.43		6.86

貸倒リスクについて

(ア)一般勘定

一般勘定における貸付金は、貸付先である社会福祉及び医療の関連事業者等が経営困難に陥った場合、 将来的に貸倒損失によって処理される可能性があるため事業収支を悪化させるリスクがありますが、当機 構は適切な債権管理に努めるとともに貸付先の経営診断・指導を行うことにより延滞債権の回収とその発 生額の減少に努めております。

(イ)年金担保貸付勘定

年金担保貸付事業においては、貸付金の回収にあたり社会保険庁からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、借入希望者の多くが利用する財団法人年金融資福祉サービス協会 による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても一般勘定における貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

(ウ) 労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付事業は、平成 16 年 4 月 1 日に労働福祉事業団の解散に伴い当機構へ業務移管された ものであります。

労災年金担保貸付事業においても、貸付金の回収にあたり厚生労働省からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、平成 16 年度から年金担保貸付事業同様、財団法人年金融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても年金担保貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

財団法人年金融資福祉サービス協会

年金担保貸付における信用保証制度で、厚生年金保険等の年金受給者が年金担保小口資金を借り受けるときに、個人の連帯保証人に代わり、協会が連帯保証人を引き受ける事業を行っております。なお、平成 20 年度における貸付利用者のうち 99.9% (年金担保貸付 99.9%、労災年金担保貸付 99.9%) が当制度を利用しております。

<貸付事業における債権分類について>

一般勘定においては、平成 10 年度から従来の延滞債権額に加え、民間金融機関の基準に準じて、破綻先債権額、 3 箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

また、年金担保貸付勘定においては、業務を開始した平成13年度から開示しております。

(一般勘定) (単位:百万円)

区分		平成 19 年度	平成 20 年度
破綻先債権額	(A)	8,043	7,643
うち6箇月以上延滞債権額	(B)	6,569	4,230
延滞債権額	(C)	27,992	35,748
3 箇月以上延滞債権額	(D)	6,354	4,390
貸出条件緩和債権額	(E)	25,920	48,390
合計 = (A) + (C) + (D) + (E)	(F)	68,311	96,173
総貸付残高	(G)	3,374,592	3,242,262
比率 (F) / (G) × 100		2.02%	2.97%
(参考){(B)+(C)}/(G)×100		1.02%	1.23%

(年金担保貸付勘定) (単位:百万円)

			* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
区分		平成 19 年度	平成 20 年度
破綻先債権額	(A)	198	188
うち 6 箇月以上延滞債権額	(B)	137	148
延滞債権額	(C)	197	156
3 箇月以上延滞債権額	(D)	96	66
貸出条件緩和債権額	(E)	30	33
合計 = (A) + (C) + (D) + (E)	(F)	522	445
総貸付残高	(G)	191,463	188,828
比率 (F) / (G) × 100		0.27%	0.24%
(参考){(B)+(C)}/(G)×100		0.17%	0.16%

区 分	·	平成 19 年度	平成 20 年度
破綻先債権額	(A)	42	38
うち6箇月以上延滞債権額	(B)	29	27
延滞債権額	(C)	12	12
3 箇月以上延滞債権額	(D)	3	2
貸出条件緩和債権額	(E)	2	1
合計 = (A) + (C) + (D) + (E)	(F)	60	54
総貸付残高	(G)	5,167	5,025
比率 (F) / (G) × 100		1.18%	1.08%
(参考){(B)+(C)}/(G)×100	·	0.81%	0.79%

(承継債権管理回収勘定) (単位:百万円)

V /		平成 19 年度	平成 20 年度
区 分		(内機関保証付債権額)	(内機関保証付債権額)
破綻先債権額	(A)	10,747 (9,563)	13,224 (11,649)
うち6箇月以上延滞債権額	(B)	3,211 (2,483)	3,289 (2,408)
延滞債権額	(C)	23,635 (12,459)	21,802 (11,174)
3 箇月以上延滞債権額	(D)	10,086 (9,477)	10,861 (10,175)
貸出条件緩和債権額	(E)	42,074 (30,910)	32,103 (21,189)
合計 = (A) + (C) + (D) + (E)	(F)	86,543 (62,411)	77,993 (54,189)
総貸付残高	(G)	2,724,132	2,399,812
比率 (F) / (G) × 100		3.18%	3.25%
【機関保証付債権を除いた比率】		0.89%	0.99%
(参考){(B)+(C)}/(G)×100		0.99%	1.05%
【機関保証付債権を除いた比率】		0.44%	0.48%

注1) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

注2)一般勘定における総貸付残高(G)には、以下の貸付受入金が含まれております。

・平成 19 年度貸付受入金

98,623 百万円

・平成 20 年度貸付受入金

69,998 百万円

注3)区分の定義は、以下のとおりです。

(A)破綻先債権額

会社更生開始、再生手続開始、破産、清算等の法的手続きがとられている債務者 や手形交換所で取引停止処分を受けた債務者に対する貸付残高をいいます。

(B)うち6箇月以上延滞債権額

破綻先債権額(A)のうち、弁済期限 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付

残高をいいます。

(C) 延滞債権額

弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付残高で破綻先債権額(A)に該当しないものをいいます。

(D)3箇月以上延滞債権額

弁済期限を3箇月以上6箇月未満経過して延滞となっている貸付残高で、破綻先 (集集祭 (A) に対け、大いたのないいます。

債権額(A)に該当しないものをいいます。

(E)貸出条件緩和債権額

経済的困難に陥った債務者の経営再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩(元本の返済猶予、一部債権放棄など)を行った貸付残高で、破綻先債権額(A) 延滞債権額(C)及び3箇月以上延滞債権額(D)に該当しないものをいいます。

<貸出金の自己査定について>

当機構における平成 20 年度末における貸出金の資産内容につきましては次のとおりであります。

(一般勘定) (単位:件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
	正常先	14,091	3,047,635
	要注意先	102	78,992
一般債権	要管理先以外	42	18,291
	要管理先	60	60,700
	計	14,193	3,126,627
貸倒懸念債権	破綻懸念先	79	34,851
	実質破綻先	22	3,140
破産更生債権等	破綻先	42	7,643
	計	計 64	
合	計	14,336	3,172,263

(年金担保貸付勘定) (単位:件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
	正常先	337,008	188,638
	要注意先	21	7
一般債権	要管理先以外	15	5
	要管理先	6	2
	計	337,029	188,646
貸倒懸念債権	破綻懸念先	1	0
	実質破綻先	37	25
破産更生債権等	破綻先	140	156
	計	計 177	
合	計	337,207	188,828

(労災年金担保貸付勘定) (単位:件、百万円)

(, ,
区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
	正常先	6,071	4,981
	要注意先	14	9
一般債権	要管理先以外	13	8
	要管理先	1	1
	計	6,085	4,990
貸倒懸念債権	破綻懸念先	1	0
	実質破綻先	28	32
破産更生債権等	破綻先	2	1
	計	計 30	
合	計	6,116	5,025

(承継債権管理回収勘定) (単位:件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
	正常先	319,975	1,633,621
	要注意先	153,955	730,567
一般債権	要管理先以外	55,006	318,869
	要管理先	98,949	411,698
	計	473,930	2,364,189
貸倒懸念債権	破綻懸念先	922	5,473
	実質破綻先	3,079	17,152
破産更生債権等	破綻先	2,460	12,997
	計	計 5,539	
合	計	480,391	2,399,812

注1)金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

注2) 承継債権管理回収勘定における貸付金残高は、仮受金残高1,118百万円を控除したものです。

注3)債務者区分は以下のとおりです。

・正常先:業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。

・要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、もしくは利息 支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不

安定な債務者または財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する債務者をいう。

・要管理先以外 : 要注意先のうち要管理先以外の債務者をいう。

・要管理先 : 当該債務の債権の全部又は一部が「3 箇月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」である

債務者をいう。

・破綻懸念先:現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳し

くなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。

・実質破綻先 :法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建

の見通しがない状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。

・破綻先:法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(破産、清算、会社整理、会社更生、

民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている先)及び債務者

が死亡した場合をいう。

(4) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、機構法附則第 5 条の 2 の規定により、年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が平成 18 年 4 月 1 日に承継したものです。

当該業務については新たな貸付けを行っておりません。また、承継した債権については、貸付先の財務 状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時行うことにより、 適切な債権管理・回収を行って参ります。

なお、今後、貸倒れによる損失等により繰越欠損金が発生した場合は、欠損金相当額を出資金から減額 する仕組みとなっておりますので、新たな負担が発生する等のリスクはございません。

4.経営上の重要な契約等

当機構の経営に際して重要な契約等はありません。

5. 研究開発活動

当機構において研究開発活動は行っておりません。

6.財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 平成20年度末における財政状態について

当機構における法人全体の資産は、約6兆5,353億円となっています。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の約3兆1,857億円が全体の48.74%を、また、承継債権管理回収勘定の約2兆8,130億円が43.04%を占めております。

その資産の主なものは、固定資産である長期貸付金であり、一般勘定においては約2兆9,249億円を、また、承継債権管理回収勘定で約2兆2,537億円を計上しており、資産全体の44.75%、34.48%をそれぞれ占めております。

一方、負債については一般勘定の約3兆1,812億円が全体の92.35%を占めています。

< 各勘定別の財政状態 >

(単位:百万円)

		一般勘定	長寿・子育て ・障害者基金 勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金 担保貸付 勘定	承継債権 管理回収 勘定	承継教育 資金貸付け あっせん勘定	法人単位
資	産の部	3,185,777	281,249	2,514	56,766	190,016	5,929	2,813,060	-	6,535,314
	負債の部	3,181,276	688	2,514	68,002	189,881	60	2,354	-	3,444,777
	純資産の部	4,501	280,560	-	11,235	135	5,869	2,810,705	-	3,090,536
負	債純資産合計	3,185,777	281,249	2,514	56,766	190,016	5,929	2,813,060	-	6,535,314

(2) 平成20年度における経営成績について

当機構における法人全体の経常収益は、約 2,861 億円となっています。これを各勘定別に見ますと、 承継債権管理回収勘定の約 947 億円が全体の 33.10%を、共済勘定の約 902 億円が全体の 31.52%を、一般 勘定の約 692 億円が 24.18%を占めています。

一方、経常費用においては、法人全体で約1,954億円、共済勘定における約888億円が全体の45.44%を、一般勘定の約692億円が35.41%を占めています。

さらに法人単位全体の当期利益は約 1,291 億円となっており、主な要因として承継債権管理回収勘定で約 913 億円、保険勘定で約 376 億円の当期利益を計上したことによるものです。

なお、当機構では機構法第 15 条及び機構法附則第 5 条の 2 第 5 項に基づき区分整理することとなっておりますので、各勘定別の詳細につきましては、39~41 ページの「発行者情報の部 第 2 事業の状況 1.業績等の概要」をご参照下さい。

< 各勘定別の経営成績 >

(単位:百万円)

	一般勘定	長寿・子育て ・障害者基金 勘定		保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金 担保貸付 勘定	承継債権 管理回収 勘定	承継教育 資金貸付け あっせん勘定	法人単位
経常収益	69,223	4,069	90,200	23,812	4,025	49	94,750	-	286,132
経常費用	69,223	3,992	88,847	25,374	4,020	37	3,969	-	195,464
経常利益又は損失	ı	76	1,352	1,561	5	12	90,781	-	90,667
臨時損失	-	-	1,356	-	-	-	-	-	1,356
臨時利益	-	-	4	39,257	-	23	536	-	39,821
前中期目標期間繰越積 立金取崩額	-	11	-	-	44	0	-	-	56
当期利益又は損失	-	88	-	37,695	49	36	91,318	-	129,189

(3) 平成20年度キャッシュ・フロー計算書について

当機構における法人全体の業務活動によるキャッシュ・フローは約1,510億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは約2,482億円、財務活動によるキャッシュ・フローは約1,189億円の支出となっています。その結果、資金減少額が約216億円となり、資金期末残高は約1,140億円となっています。

(単位:百万円)

	一般勘定	長寿・子育て ・障害者基金 勘定		保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金 担保貸付 勘定	承継債権 管理回収 勘定	承継教育 資金貸付け あっせん勘定	法人単位
業務活動によるキャッシュ・フロー	105,417	1,606	1,554	1,798	1,510	114	259,730	72	151,014
投資活動に よるキャッシュ・フロー	1,111	994	1,302	1,785	586	700	251,353	1	248,271
財務活動に よるキャッシュ・フロー	106,071	1	64	0	12,774	0	0	-	118,912
資金増加額 又は減少額	458	2,602	187	12	10,677	585	8,377	71	21,655
資金期首残高	6,180	3,003	458	4	11,355	811	113,775	71	135,661
資金期末残高	6,638	401	645	17	677	226	105,398	-	114,005

(4) 平成20年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、企業会計原則に準拠した独立行政法人会計基準に基づく財務諸表の一つとして作成しております。 行政サービス実施コストでは、国民の将来の負担や内在的な損失等を明確にするため将来生じ得るリスクについても民間企業と同様の評価を行い、また、通常コストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用についてもコストとして認識しております。

(単位:百万円)

								(1 1 1	,
科目	一般勘定	長寿・子育で ・障害者基金 勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金 担保貸付 勘定	承継債権 管理回収 勘定	承継教育 資金貸付け あっせん勘定	法人単位
業務費用	9,389	76	51,504	1,685	0	35	91,266	-	28,798
損益外減価償却相当額	60	-	-	-	1	-	-	-	62
損益外減損損失相当額	42	-	-	-	-	-	-	-	42
引当外賞与見積額	10	-	2	1	-	-	-	-	13
引当外退職給付増加 見積額	428	1	14	11	0	0	0	-	433
機会費用	61	3,734	1	-	-	78	40,223	-	44,097
行政サービス実施コスト	9,972	3,659	51,516	1,672	2	42	51,042	-	15,823

(5) 平成22年度財政投融資対象事業に関する政策コスト分析について

平成 21 年度政策コスト分析結果は下記のとおりであります。

なお、政策コスト分析では、平成 21 年度財政投融資対象事業である一般勘定(福祉医療貸付事業)についての分析がなされています。分析は、平成 22 年度以降は新規事業を行わない、将来にわたる補助金等の総額を現在の価値として評価する(割引現在価値額) 出資金等の機会費用をコストとして計上する等、一定の前提のもとに行われています。

区分	政策コスト	分 析 期 間
一般勘定(福祉医療貸付事業)	214	26 年間

なお、当該分析の詳細は、今後、財務省ホームページ(http://www.mof.go.jp/)で公表される予定です。

(6) 独立行政法人評価委員会における業績評価について

当機構は、通則法第32条に基づき、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の業績評価を受けています。以下は、当機構の平成20年度の業務実績の評価結果(平成21年8月21日付)を当機構が抜粋したものです。

平成 20 年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、長寿・子育て・障害者基金事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかなければならない。

こうした中で、平成 20 年度には、独立行政法人創立 5 周年を機に経営理念を策定し、福祉と医療の民間活動を応援する理念を示したことにより、福祉医療機構の目指す方向性が明確にされるとともに、職員間の目標の統一・共有化が図られ組織力の向上に繋がっていくことを期待する。また、組織横断的な取組みとして、リスク管理債権発生要因解析作業チームや「経営基盤刷新」、「民間活動支援強化」「経営支援強化」及び「広報戦略」の 4 つのプロジェクトチームを立ち上げ、福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携強化が図られていることを評価する。

さらに、ISO9001に基づく品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)においては、その運用の効率化及び有効性の向上を図り、QMS内部監査により業務の質の向上・効率化に関する改善点、事務リスクを抽出した上で、継続的に業務改善活動を推進していることが認められる。また、平成19年度に策定した業務・システム最適化計画の推進、一般競争入札等による随意契約の適正化の推進及び一般管理費等の経費の節減などに適切に取組むなど、法人全体の業務運営の効率化が図られており、中期計画を上回る実績を上げていると評価する。

福祉医療機構の中核事業である福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即した社会福祉施設、医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を融資することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備に貢献していることが認められる。また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、物価高騰など経営環境等の変化により一時的に資金不足が生じている社会福祉施設、医療施設等に対し、経営資金の融資条件に優遇措置(最優遇金利の適用など)を講じた緊急融資を実施するなど、中期計画を踏まえて臨機応変な対応を行っている。

退職手当共済事業については、電子届出システムの利用促進策及び利便性の向上策に努めたことにより、システム利用率が大幅に増加することとなり、利用者の事務負担軽減に関して大きく寄与していることが認められる。また、退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間については、44.8日となり中期計画の目標値75日を大幅に上回る実績を上げるとともに、前年度の平均処理期間と比較しても16.9日の短縮を実現している。このように退職手当共済事業においては、電子届出システムの導入による利用者の事務負担の大幅な軽減を図ることにより、福祉医療機構における事務の効率化が推進されるとともに、退職手当金の給付までの日数の大幅な短縮が実現されるというプラスの相乗効果が認められ、中期計画を大幅に上回る実績をあげていると評価する。

これらを踏まえると、第2期中期目標期間の初年度に当たる平成20年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる一方、個別にみるとさらに目標達成に向けて努力するべきものがあるため、今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努め、これまでの成果を踏まえつつ、時代の状況に的確に対応して業務を展開していくことを期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

また、当機構は、通則法第34条に基づき、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けています。以下は、当機構の当機構の中期目標期間の業務実績の最終評価結果(平成20年8月27日付)を当機構が抜粋したものです。

中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、福祉医療機構が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」及び「厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと」という福祉医療機構の設立目的に照らし、どの程度寄与するものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したか等の視点に立って評価を行ってきたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価できる。

業務運営の効率化に関しては、ISO9001に基づく品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)の認証取得及びその運用、人事評価制度の導入及び運用の改善、トップマネジメントを補佐する経営企画会議の運営、業務推進体制の整備と組織のスリム化等の処置がとられ、効率的な業務運営体制の確立がなされたことを高く評価する。

また、リスク管理債権については、中期目標期間における各年度において、唯一最終年度の平成20年3月末で中期目標の2.0%を若干上回る2.02%となったところであるが、度重なる診療報酬や介護報酬の引下げの影響等により、医療・介護施設をとりまく経営環境が年々厳しくなってきたことを考慮すると、他の金融機関と比べても低く、適切な債権管理が行われていると認められる。さらに、一般管理費等の経費削減については、毎年度経費を計画的に節減し、中期目標を上回る削減を実施しており評価する。

福祉医療貸付事業については、国の福祉及び医療の政策目標に沿って、民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対する融資が行われているとともに、審査業務及び資金交付業務の迅速化が進められる等、業務の効率化が図られ、計画に照らし十分な成果を上げている。また、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮し、定額償還方式を導入したことは、特段の評価に値する。

さらに、心身障害者扶養保険事業については、繰越欠損金の解消に向けて、国において検討が進められた結果、平成20年4月から制度改正が実施されることとなった。この制度改正により、繰越欠損金が解消される見通しとなり、制度の安定化を図ることができたところである。なお、当該制度改正の内容について、道府県・指定都市に対する周知等を適切かつ積極的に実施していることが認められ、評価する。

なお、各評価結果の具体的評価内容等の全文につきましては、当機構ホームページ

(http://www.wam.go.jp/wam/koukai/index.html) 又は、厚生労働省ホームページ

(http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritsu-iin/dl/soukai08-2a.pdf)に掲載されています。

第3 設備の状況

1.設備投資等の概要

平成20年度は、サーバの購入など合計で7百万円の設備等支出を行っております。

2 . 主要な設備の状況

(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

内 容	所在地	建物	構築物	車両・ 運搬具	備品	土	地	合 計
	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	面積	帳簿価格	帳簿価格	
事務所・ 宿舎等	東京都 港区他	992	10	7	148	9,053.23	1,786	2,943

3.設備の新設・除却等の計画

平成 21 年度の主要な設備等への支出計画は特にありません。

第4 発行者の状況

1.資本金残高の推移

当機構における資本金残高の推移は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年度末
一般勘定	5,534	5,534	5,534	5,534	5,534
長寿・子育て・ 障害者基金勘定	278,710	278,710	278,710	278,710	278,710
共済勘定	-	-	-	-	-
保険勘定	-	-	-	-	-
年金担保貸付勘定	-	-	-	-	-
労災年金担保貸付勘定 ¹	5,831	5,831	5,831	5,831	5,831
承継債権管理回収勘定 ²			3,726,475	3,284,095	2,719,386
承継教育資金貸付け あっせん勘定			-	-	-
合 計	290,076	290,076	4,016,552	3,574,171	3,009,462

¹ 労災年金担保貸付勘定における出資金については、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成 14 年法律第 171号) 附則第2条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日に承継されたものです。

² 承継債権管理回収勘定における出資金については、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成 16 年法律第 105号) 附則第3条第1項の規定に基づき、平成18年4月1日に承継されたものです。

2.役員の状況(平成21年10月1日現在)

役職名	氏名 理事の担当業務	任期	略
理事長	aが の ひろし 長 野 洋	自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日	第一生命保険相互会社取締役 日本物産株式会社代表取締役社長
理事	^{あお やぎ ちか ふさ} 青 柳 親 房 総務部、企画指導部、 基金事業部	自 平成 21 年 9 月 3 日 至 平成 23 年 9 月 30 日	厚生労働省九州厚生局長
理事	がじたとかま 藤田十三夫 福祉貸付部、共済部、 年金貸付部	自 平成 19 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日	独立行政法人福祉医療機構基金事業部長
理事	せ かみ きょ たか 瀬 上 清 貴 情報システム部、医療貸付部	自 平成 20 年 7 月 12 日 至 平成 23 年 9 月 30 日	国立精神・神経センター運営局長
理事	^{ほり くち よし のり} 堀 口 善 教 経理部、管理部	自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日	独立行政法人福祉医療機構監事 国民生活金融公庫理事
監事	みや ち かおる 宮 地 薫	自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日	資産管理サービス信託銀行株式会社常務執行役員

3.コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な体制

当機構は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、このほか年金制度等に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的として設立された独立行政法人であります。厚生労働大臣を主務大臣とし、機構法その他の関係法令等に基づき業務運営を行っています。

厚生労働省には、当機構の業務実績に関する評価を行うため、独立行政法人評価委員会が設置されています。

当機構と主務官庁又は外部との関係等につきましては、12~13 ページの「発行者情報の部 第 1 発行者の概況 3.事業の内容 (5)日本政府との関係について」をご参照ください。

(2) 内部管理等の体制

役員による運営

当機構は、理事長及び理事等により構成される経営企画会議において、経営の企画及び管理に係る重要事項に関し協議を行います。

監事による監査

監事は、当機構の業務及び会計に関する監査を行います。監事は監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは、報告書に意見を付すことができます。また、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を提出することができます。

内部監査

理事長は、当機構の業務運営の合理化、諸規程の実施状況等に関する事項について、職員に命じ内部監査 を行うことができます。

会計監査人による監査

当機構は、通則法第38条第2項及び第39条により会計監査人により財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書の監査を受けており、このように監査を受けた財務諸表を作成・公表することで、当機構の会計処理に係る透明性の向上に努めています。